

## <報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和7年1月20日

### 業務委託における「スライド制度」の導入について

埼玉県では、物価高騰への対応として、建設工事においては、従来より「スライド制度（\*）」を導入して、価格変動へ適切に対応してきました。

昨今、業務委託においても、賃金等の急激な上昇や、複数年契約の業務が増加しているため、令和7年4月から業務委託へスライド制度を導入します。

（\*）スライド制度

契約の適正な履行の確保を図るため、当初契約額が著しく不相当となった場合に契約額の変更請求ができる制度

#### 1 対象業務

以下の全てに該当する業務

ア 「土木施設維持管理業務」「建築物管理業務」「給食業務」

上記に加え、発注者が必要と判断し、かつ、履行の途中で残業務量を明確に確認できる業務も、対象とすることができる。

イ 賃金水準や物価水準が変動し、請求時点において残業務量に対する変動額が、残業務量にあたる契約金額の1%を超えた場合。

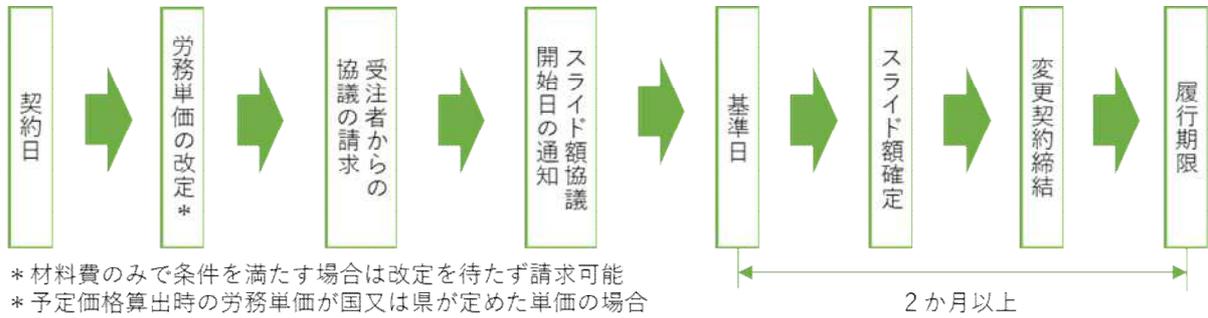
ウ 履行期間が基準日から2か月以上残っていること。

#### 2 算出方法

スライド額（変更額）

＝ 変動後残業務量にあたる契約金額 － 変動前残業務量にあたる契約金額  
－ 請求者負担分（変動前残業務量にあたる契約金額の1%）

### 3 手続き方法



### 4 適用開始

令和7年4月1日以降に公告等を行う業務から適用

### 5 運用基準 URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/sonotakitei.html#itakusuraido>